



弁護士も労働者派遣事業の対象に?! 他人事ではない構造改革特区の議論

「構造改革」の波がわれわれ弁護士業界にも及んでいる。現在、「弁護士及び外国法事務弁護士の労働者派遣事業を構造改革特区の特例措置として許容するべきか」が政府内に設置された構造改革特区に関する有識者会議において議論されている。日本経済新聞 2005 年 6 月 8 日付の朝刊も、「構造改革特区『復活』候補」として、「有識者会議が復活に向け調整に入る最終候補案・主な例」として、「公認会計士，弁護士，税理士などの労働者派遣事業」（提案者：LEC）を紹介している。

■ 構造改革特区とは？

構造改革特区は，地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により，地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け，当該地域において自発的に構造改革を進め，地域経済の活性化，ひいては日本経済の活性化を図ることを目的とした制度である。

■ 議論の場は？

構造改革特区の推進に必要な施策は，構造改革特別区域法の施行（平成 14 年 12 月 18 日）により内閣に設置された構造改革特別区域推進本部が中心となって図られることになっているが，これまでの構造改革特区提案のうち実現しなかったものの中から重点的に検討する項目を選定し，有識者から意見の開陳を求めるため，構造改革特別区域推進本部令第 4 条の規定に基づき，政府内に設置されたのが構造改革特区に関する有識者会議（以下「有識者会議」という）である。現在，この有識者会議において，土業の労働者派遣の実現に向けた議論がなされている。

有識者会議は，構造改革特別区域推進本部評価委員会の委員 9 名により構成されており，必要に応じて，関係行政機関その他関係者の出席を求めることができるとされている。しかし，弁護士は構成員の中に含ま

れておらず，本年 7 月 8 日，有識者会議のメンバーがこの問題について法務省の担当者の出席及び意見の開陳を求めた際も，日弁連は，「傍聴者」として有識者会議に同席が許されたにすぎず，意見の陳述は認められていない。

■ 具体的に検討されている場面は？

有識者会議では，次の①ないし⑧の 8 つの場面において，本件の可否が検討されている。

■ 本件の論点整理マトリクス

派遣元	派遣先	派遣弁護士に行なわせる業務	
		全業務	非独占業務のみ
弁護士等	すべて	①	⑤
	弁護士等のみ	②	⑥
弁護士等以外	すべて	③	⑦
	弁護士等のみ	④	⑧

※ 弁護士または弁護士法人を「弁護士等」という
(構造改革特区に関する有識者会議ヒヤリング資料を基に作成)

■ 日弁連の意見は？

<結論>

反対（本年 5 月 10 日付「『26. 土業の労働者派遣の容認』に関する意見」書）

<理由>

(1) 資格制度の根幹を揺るがす重要な変更である

弁護士法が非弁行為（72条）と非弁提携（77条）を厳しく禁じている趣旨は、法律事務が公正かつ適正に行なわれるためには、法律事務を取り扱う能力を有する者が、厳格な規制を受けつつ法律事務を取り扱うことを制度上において担保することが不可欠であるという点にある（最判昭和46年7月24日刑集25・5・609参照）。

本件においては、原則的には、弁護士は派遣元との契約に基づき指揮・命令・監督を受けることになる。とりわけ、派遣先が特定の業務において具体的な方針をもって派遣を要請し、派遣元がその要請に基づいて弁護士を派遣する場合には、派遣元が派遣弁護士を通じて派遣先である他人の法律事務を業として行なうという実態をもつことになる。したがって、上記弁護士法の趣旨が没却される。

(2) 地域限定ができない

もともと、構造改革特区構想は、特定地域に限定して実施されることが想定されている（例：濁酒の製造免許の要件を緩和し、農家が経営する民宿が自家製の濁酒を販売できる特例を認める「どぶろく特区」）。しかしながら、弁護士の労働者派遣事業に関しては、法律事務・紛争はどこにおいても発生するため、事業者の事業活動は構造改革特区内に限定されるわけではなく、弁護士をどこにでも派遣でき、また、高度通信機器等を利用してのサービス提供も可能である。したがって、これを許すと、全国区の事業が可能となってしまう。

(3) 国民へのリーガルサービスのスムーズな提供

提案者は、弁護士の労働者派遣容認の理由として、国民に対するリーガルサービスがスムーズに提供され

ていない現実をあげている。しかし、平成18年秋には日本司法支援センターが業務を開始し、司法アクセスポイントの充実が見込まれており、国民へのリーガルサービスのスムーズな提供も可能となると考えられる。

(4) 具体的なニーズを把握しがたい

派遣元、派遣先、派遣される弁護士の三者それぞれにおける具体的なニーズを把握しがたい。

■ 本件の見通しは？

各士業団体及び関係官庁はこぞって否定的な意見を表明しているにもかかわらず、経済界はこの制度の導入を後押しし、有識者会議のメンバーの中にも、「派遣される弁護士に対する影響力を遮断するための措置を検討すれば足りる」「反対するのであれば、具体的な弊害を明らかにせよ」との見解を示すものがあり、予断を許さない状況にある。

そもそも弁護士の労働者派遣事業は、弁護士制度と相いれないばかりか、資格に基づく弁護士制度の根幹をゆるがすものである。資格者による法律事務の独占という弁護士制度を維持し、司法の公正と適正を担保していくことは、司法制度にとって不可欠であり、これがひいては国民の利益に資するものであるので、断固として弁護士の労働者派遣制度の導入を阻止しなければならない。

まずは、①派遣先が弁護士等である場合の弊害、②派遣元、派遣先ともに弁護士法人（または弁護士）である場合の弊害、③派遣される弁護士の弁護士業務に対する派遣元からの指揮命令による弊害、の3点について検討することが急務である。

（司法改革総合センター事務局次長 白井 一廣）